

人材コンサルティング契約書

株式会社●●（以下甲という）と株式会社ビートップツー（以下乙という）とは、乙の行う人材コンサルティング業務に関し、甲乙間で下記の通り契約（以下本契約という）を締結する。

第1条 乙の業務は、甲からの人材に関する情報提供の依頼に対し、甲の指定する要件を備えた人材の調査、評価、選考等の情報提供を行うためのコンサルティングの実施を目的とする。

第2条 第1条のコンサルティング料と支払条件については次の通りとする。
甲は乙に人材紹介に関するコンサルティング料として、採用決定者の年収に対して以下に定める料率により算出した報酬金額を当該採用決定者の勤務開始月の翌月末日迄に支払うものとする。なお、コンサルティング料は採用決定者が甲に入社した時点で発生する。

- ・採用時決定年収の 35%

年収は、採用時に示す想定年収（（月額基準賃金×12）＋（賞与分））とする。月額基準賃金には通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金については含まれないものとする。

第3条 乙は採用決定者が勤務開始後、本人の責めに起因する事由により下記期間内に退職した場合、その期間に応じ次の割合で第2条により支払われたコンサルティング料を甲に返還するものとし、退職した月の翌月末日迄に支払うものとする。

- ・入社後1ヶ月以内 80%
- ・入社後1ヶ月超2ヶ月以内 50%
- ・入社後2ヶ月超3ヶ月以内 25%

第4条 乙は、甲から提供された情報及び乙が知り得た情報を他に開示、提供又は漏洩しないものとし、本契約の目的以外の目的で使用しないものとする。

第5条 乙は、人材紹介の各段階に応じ、それぞれ必要な個人情報の保護措置を講じるものとする。また、これに限らず乙は「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとする。

第6条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の地位または本契約から生ずる権利もしくは義務の全部若しくは一部を他に譲渡したり処分したりしてはならない。

第7条 本契約の有効期間は本契約締結日から1年間とし、期間満了までに甲、乙いずれからも書面による解約の意思表示が無い場合は、本契約と同一条件でさらに一年間継続し、以降も同様とする。

第8条 本契約に定めのない諸事項、または本契約の解釈について疑義が生じた場合は信義誠実の原則に従って、甲、乙協議の上、解決を図るものとする。

第9条 甲及び乙は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずるもの（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 役員または実質的に経営に関与する者が反社会的勢力に該当するなど、経営に反社会的勢力等が実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または実質的に経営に関与する者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一

にでも該当する行為を行なってはならない。

- (1) 脅迫的な言動または暴力を用いてする要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、相手方に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の名誉や信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合は、何らの催告その他の手続を要せずに、直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除により相手方に損害が生じても、これを賠償する義務を負わず、自らに損害が生じたときは、相手方に対して、その損害の賠償を求めることができる。

第10条 第7条にかかわらず、甲および乙は、本契約の有効期間中であっても、相手方に対して解約希望日の1か月前までに書面をもって告知することにより本契約を中途解約することができるものとする。

2 甲および乙は、相手方が本契約のいずれかの条項（ただし、本条第3項および第9条を除く）に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求をした後30日以内に当該違反が是正されなかった場合には、かかる相手方に対する書面の通知をもって本契約を解除することができるものとする。

3 いずれの当事者も、その相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、なんらの通知または催告なく、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき
- (3) 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
- (4) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
- (5) 解散の決議（法令による解散を含む。）をしたとき

(6) その他本契約を継続し難い事由の生じたとき

4 前項各号の事由の一が生じた場合、その事由が生じた当事者は期限の利益を喪失し、その時点における全債務を弁済するものとする。

5 本条第2項および第3項によって本契約を解除した当事者は、相手方に対して、解除によって生じた損害について賠償請求をすることができる。

第11条 本契約は日本法を準拠法とし、それに従って解釈されるものとする。

2 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第12条 甲および乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被ったときは、相手方に対しその賠償を請求することができるものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。なお、電子文書を用いる場合は、甲乙それぞれ電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年 月 日

(甲)

(乙) 東京都港区芝大門1丁目15番1号

第三高千穂ビル2F

株式会社 ビートップツー

代表取締役 下村 航

代表者：代表取締役 下村 航